

# 計算書類に対する注記

(法人単位)

## 1 継続事業の前提に関する注記

該当なし

## 2 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等 — 償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの — 決算日の市場価格に基づく時価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産  
取得価額の10%を残存価額とし取得価額に償却率を乗ずる定額法。耐用年数到来時においても使用する資産はそれまでの償却方法を延長し備忘価額1円まで償却を行っている。
- ・平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産  
残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額1円を控除した金額に達するまで償却する。 — 償却率を乗ずる定額法
- ・ソフトウェア等無形固定資産 — 当初より残存価額をゼロとし償却率を乗ずる定額法

### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金  
(福)広島県社会福祉協議会退職手当資金交付事業の当法人が負担する負担額の累計額を「退職給与引当金」として計上している。
- ・賞与引当金  
職員の6月1日基準の賞与支給に備えるため、当期に帰属する期間の支給見込み額を計上している。

### (4) リース取引の処理方法

- ・社会福祉法人会計基準適用以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引 — 該当なし

## 3 重要な会計方針の変更

該当なし

## 4 法人で採用する退職給付制度

- ・(福)広島県社会福祉協議会退職手当資金交付事業に加入している。
- ・(独)福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

## 5 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

### (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号1様式, 第2号1様式, 第3号1様式)

### (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式, 第2号第2様式, 第3号第2様式)

当法人では、社会福祉事業のみ実施しているため作成していない。

### (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号3様式, 第2号3様式, 第3号3様式)

### (4) 公益事業及び収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号3様式, 第2号3様式,

第3号3様式)

当法人では、公益事業及び収益事業を実施していないため作成していない。

### (5) 拠点区分(社会福祉事業)

- ア 法人本部拠点
- イ 認定こども園五日市乳児保育園拠点
- ウ 保育園花ぞの拠点
- エ にじ保育園拠点
- オ 五日市すみれこども園拠点
- カ 五日市レインボールーム拠点

サービス区分明細書(別紙3(⑩), 別紙3(⑪), 別紙3(⑬), 別紙3(⑭))

— 各拠点区分にはサービス区分が一つであるため省略している。

6 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。 (単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	314,167,600	0	0	314,167,600
建物	856,201,489	0	26,304,153	829,897,336
合計	1,170,369,089	0	26,304,153	1,144,064,936

7 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし

8 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地(基本財産)	268,167,600円
建物(基本財産)	828,290,502円
計	1,096,458,102円

担保している債務の種類及び金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金	440,633,000円 (1年以内返済予定額含む。)
計	440,633,000円

9 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

区 分	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,155,596,416	325,699,080	829,897,336
建物(その他の固定資産)	13,706,900	13,706,896	4
構築物	47,303,090	37,530,676	9,772,414
車輜運搬具	894,740	894,739	1
器具及び備品	94,572,300	81,882,170	12,690,130
合計	1,312,073,446	459,713,561	852,359,885

10 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

区 分	債権額	徴収不能引当金の当期末残額	債券の当期末残額
事業未収金	12,774,007	0	12,774,007
未収補助金	23,571,922	0	23,571,922
合計	36,345,929	0	36,345,929

11 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

12 関連当事者との取引の内容  
該当なし

13 重要な偶発債務  
該当なし

14 重要な後発事象  
該当なし

15 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け  
該当なし

16 その他福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産  
の状態を明らかにするための必要な事項

- (1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし
- (2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし
- (3) 勘定科目の内容について特に説明すを要する事項 — にじ保育園 5年度福祉医療機構償還に伴う国庫補助金誤積立による修正を行っている
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし

# 計算書類に対する注記

## (法人本部拠点区分)

### 1 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法  
・残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額1円を控除した金額に達するまで償却する  
— 償却率を乗ずる定額法
- (2) 引当金の計上基準  
該当なし
- (3) リース取引の処理方法  
該当なし

### 2 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3 採用する退職給付制度

該当なし

### 4 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人本部拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式, 第2号第4様式, 第3号第4様式)
- (2) 実施しているサービス区分 — サービス区分が一つであるため省略している。  
サービス区分明細書(別紙3(⑩), 別紙3(⑪), 別紙3(⑬), 別紙3(⑭))

### 5 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7 担保に供している資産

該当なし

### 8 有形固定資産の取得価額, 減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額, 減価償却累計額及び当期末残高は, 以下のとおりである。

(単位:円)

区 分	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	208,950	208,949	1
合 計	208,950	208,949	1

### 9 債権額, 徴収不能引当金の当期末残高, 債権の当期末残高

該当なし

### 10 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額, 時価及び評価損益

該当なし

### 11 重要な後発事象

該当なし

### 12 その他福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産, 負債及び純資産の状態を明らかにするための必要な事項

- (1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし
- (2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし
- (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 — 該当なし
- (4) 法令, 所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし

# 計算書類に対する注記

(認定こども園五日市乳児保育園拠点区分)

## 1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等 — 償却原価法(定額法)
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの — 決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産  
取得価額の10%を残存価額とし取得価額に償却率を乗ずる定額法。耐用年数到来時においても使用する資産はそれまでの償却方法を延長し備忘価額1円まで償却を行っている。
  - ・平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産  
残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額1円を控除した金額に達するまで償却する。 — 償却率を乗ずる定額法
  - ・ソフトウェア等無形固定資産 — 当初より残存価額をゼロとし償却率を乗ずる定額法
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給与引当金  
(福)広島県社会福祉協議会退職手当資金交付事業の当法人が負担する負担額の累計額を「退職給与引当金」として計上している。
  - ・賞与引当金  
職員の6月1日基準の賞与支給に備えるため、当期に帰属する期間の支給見込み額を計上している。
- (4) リース取引の処理方法
  - ・社会福祉法人会計基準適用以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。
  - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引 — 該当なし

## 2 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3 採用する退職給付制度

- ・(福)広島県社会福祉協議会退職手当資金交付事業に加入している。
- ・(独)福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

## 4 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

- (1) 認定こども園五日市乳児保育園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式, 第2号第4様式, 第3号第4様式)
- (2) 実施しているサービス区分 — サービス区分が一つであるため省略している。  
サービス区分明細書(別紙3(⑩), 別紙3(⑪), 別紙3(⑬), 別紙3(⑭))

## 5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	105,160,000	0	0	105,160,000
建物	303,081,689	0	11,998,676	291,083,013
合計	408,241,689	0	11,998,676	396,243,013

## 6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地(基本財産)	59,160,000円
建物(基本財産)	289,473,179円
計	348,633,179円

担保している債務の種類及び金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金	46,565,000円（1年以内返済予定額含む。）
計	46,565,000円

#### 8 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

区 分	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	500,450,996	209,367,983	291,083,013
構 築 物	41,823,090	34,503,397	7,319,693
車輜運搬具	894,740	894,739	1
器具及び備品	43,717,150	38,524,506	5,192,644
合 計	586,885,976	283,290,625	303,595,351

#### 9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

区 分	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債券の当期末残高
事業未収金	3,744,550	0	3,744,550
未収補助金	10,905,579	0	10,905,579
合 計	14,650,129	0	14,650,129

#### 10 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

#### 11 重要な後発事象

該当なし

#### 12 その他福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするための必要な事項

- (1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし
- (2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし
- (3) 勘定科目の内容について特に説明すを要する事項 — 該当なし
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし

# 計算書類に対する注記

## (保育園花ぞの拠点区分)

### 1 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産  
取得価額の10%を残存価額とし取得価額に償却率を乗ずる定額法。耐用年数到来時においても使用する資産はそれまでの償却方法を延長し備忘価額1円まで償却を行っている。
- ・平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産  
残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額1円を控除した金額に達するまで償却する。 — 償却率を乗ずる定額法
- ・ソフトウェア等無形固定資産 — 残存価額をゼロとし償却率を乗ずる定額法

#### (2) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金  
(福) 広島県社会福祉協議会退職手当資金交付事業の当法人が負担する負担額の累計額を「退職給与引当金」として計上している。
- ・賞与引当金  
職員の6月1日基準の賞与支給に備えるため、当期に帰属する期間の支給見込み額を計上している。

#### (3) リース取引の処理方法

該当なし

### 2 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3 採用する退職給付制度

- ・(福) 広島県社会福祉協議会退職手当資金交付事業に加入している。
- ・(独) 福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

### 4 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

(1) 保育園花ぞの拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式, 第2号第4様式, 第3号第4様式)

(2) 実施しているサービス区分 — サービス区分が一つであるため省略している。

サービス区分明細書(別紙3(⑩), 別紙3(⑪), 別紙3(⑬), 別紙3(⑭))

### 5 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし(借地・借園舎)

### 6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7 担保に供している資産

該当なし

### 8 有形固定資産の取得価額, 減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額, 減価償却累計額及び当期末残高は, 以下のとおりである。

(単位:円)

区 分	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	12,339,439	10,627,197	1,712,242
合 計	12,339,439	10,627,197	1,712,242

9 債権額, 徴収不能引当金の当期末残高, 債権の当期末残高

債権額, 徴収不能引当金の当期末残高, 債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

区 分	債権額	徴収不能引当金の当期末残額	債券の当期末残額
事業未収金	543,860	0	543,860
未収補助金	4,121,180	0	4,121,180
合 計	4,665,040	0	4,665,040

10 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額, 時価及び評価損益

該当なし

11 重要な後発事象

該当なし

12 その他福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産, 負債及び純資産

(1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし

(2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし

(3) 勘定科目の内容について特に説明すを要する事項 — 該当なし

(4) 法令, 所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし

# 計算書類に対する注記

(にじ保育園拠点区分)

## 1 重要な会計方針

### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産  
取得価額の10%を残存価額とし取得価額に償却率を乗ずる定額法。耐用年数到来時においても使用する資産はそれまでの償却方法を延長し備忘価額1円まで償却を行っている。
- ・平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産  
残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額1円を控除した金額に達するまで償却する。 — 償却率を乗ずる定額法
- ・ソフトウェア等無形固定資産 — 残存価額をゼロとし償却率を乗ずる定額法

### (2) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金  
(福)広島県社会福祉協議会退職手当資金交付事業の当法人が負担する負担額の累計額を「退職給与引当金」として計上している。
- ・賞与引当金  
職員の6月1日基準の賞与支給に備えるため、当期に帰属する期間の支給見込み額を計上している。

### (3) リース取引の処理方法

- ・社会福祉法人会計基準適用以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引 — 該当なし

## 2 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3 採用する退職給付制度

- ・(福)広島県社会福祉協議会退職手当資金交付事業に加入している。
- ・(独)福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

## 4 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

### (1) にじ保育園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式, 第2号第4様式, 第3号第4様式)

### (2) 実施しているサービス区分 — サービス区分が一つであるため省略している。

サービス区分明細書(別紙3(⑩), 別紙3(⑪), 別紙3(⑬), 別紙3(⑭))

## 5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	62,007,600	0	0	62,007,600
建物	313,956,041	0	7,744,876	306,211,165
合計	375,963,641	0	7,744,876	368,218,765

## 6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地(基本財産)	62,007,600円
建物(基本財産)	306,211,165円
計	368,218,765円

担保している債務の種類及び金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金	167,048,000円(1年以内返済予定額含む。)
計	167,048,000円

8 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

区 分	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	356,936,252	50,725,087	306,211,165
建物(その他の固定資産)	13,706,900	13,706,896	4
構 築 物	5,480,000	3,027,279	2,452,721
器具及び備品	18,485,881	15,883,464	2,602,417
合 計	394,609,033	83,342,726	311,266,307

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

区 分	債権額	徴収不能引当金の当期末残額	債券の当期末残額
事業未収金	495,500	0	495,500
未収補助金	4,872,574	0	4,872,574
合 計	5,368,074	0	5,368,074

10 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11 重要な後発事象

該当なし

12 その他福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするための必要な事項

- (1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし
- (2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし
- (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 — にじ保育園 5年度福祉医療機構償還に伴う国庫補助金誤積立による修正を行っている
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし

# 計算書類に対する注記

(五日市すみれこども園拠点区分)

## 1 重要な会計方針

### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ・残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額1円を控除した金額に達するまで償却する  
— 償却率を乗ずる定額法
- ・ソフトウェア等無形固定資産 — 残存価額をゼロとし償却率を乗ずる定額法

### (2) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金  
(福) 広島県社会福祉協議会退職手当資金交付事業の当法人が負担する負担額の累計額を「退職給与引当金」として計上している。
- ・賞与引当金  
職員の6月1日基準の賞与支給に備えるため、当期に帰属する期間の支給見込み額を計上している。

### (3) リース取引の処理方法

- ・社会福祉法人会計基準適用以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引 — 該当なし

## 2 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3 採用する退職給付制度

- ・(福) 広島県社会福祉協議会退職手当資金交付事業に加入している。
- ・(独) 福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

## 4 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

- (1) 五日市すみれ保育園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式, 第2号第4様式, 第3号第4様式)
- (2) 実施しているサービス区分 — サービス区分が一つであるため省略している。  
サービス区分明細書(別紙3(⑩), 別紙3(⑪), 別紙3(⑬), 別紙3(⑭))

## 5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	147,000,000	0	0	147,000,000
建物	239,163,759	0	6,560,601	232,603,158
合計	386,163,759	0	6,560,601	379,603,158

## 6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地(基本財産)	147,000,000円
建物(基本財産)	232,606,158円
計	379,606,158円

担保している債務の種類及び金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金	227,020,000円 (1年以内返済予定額含む。)
計	227,020,000円

8 有形固定資産の取得価額，減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額，減価償却累計額及び当期末残高は，以下のとおりである。

(単位:円)

区 分	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	298,209,168	65,606,010	232,603,158
器具及び備品	18,791,280	15,924,093	2,867,187
合 計	317,000,448	81,530,103	235,470,345

9 債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高

債権額，徴収不能引当金の当期末残高，債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

区 分	債権額	徴収不能引当金の当期末残額	債券の当期末残額
事業未収金	1,679,780	0	1,679,780
未収補助金	3,672,589	0	3,672,589
合 計	5,352,369	0	5,352,369

10 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額，時価及び評価損益

該当なし

11 重要な後発事象

該当なし

12 その他福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産，負債及び純資産の状態を明らかにするための必要な事項

- (1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし
- (2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし
- (3) 勘定科目の内容について特に説明すを要する事項 — 該当なし
- (4) 法令，所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし

# 計算書類に対する注記 (五日市レインボールーム拠点区分)

## 1 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
  - ・残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額1円を控除した金額に達するまで償却する
  - 償却率を乗ずる定額法
- (2) 引当金の計上基準
  - ・退職給与引当金
    - (福) 広島県社会福祉協議会退職手当資金交付事業の当法人が負担する負担額の累計額を「退職給与引当金」として計上している。
- (3) リース取引の処理方法  
該当なし

## 2 重要な会計方針の変更

社会福祉法人会計基準を適用する。

## 3 採用する退職給付制度

- ・(福) 広島県社会福祉協議会退職手当資金交付事業に加入している。
- ・(独) 福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

## 4 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

- (1) 五日市レインボールーム拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式, 第2号第4様式, 第3号第4様式)
- (2) 実施しているサービス区分 — サービス区分が一つであるため省略している。  
サービス区分明細書(別紙3(⑩), 別紙3(⑪), 別紙3(⑬), 別紙3(⑭))

## 5 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

## 6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7 担保に供している資産

該当なし

## 8 有形固定資産の取得価額, 減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額, 減価償却累計額及び当期末残高は, 以下のとおりである。

(単位:円)

区 分	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	1,029,600	713,961	315,639
合 計	1,029,600	713,961	315,639

## 9 債権額, 徴収不能引当金の当期末残高, 債権の当期末残高

債権額, 徴収不能引当金の当期末残高, 債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

区 分	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債券の当期末残高
事業未収金	6,310,317	0	6,310,317
合 計	6,310,317	0	6,310,317

## 10 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額, 時価及び評価損益

該当なし

## 11 重要な後発事象

該当なし

12 その他福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするための必要な事項

- (1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし
- (2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 社会福祉法人会計基準を適用する。
- (3) 勘定科目の内容について特に説明すを要する事項 — 該当なし
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし